

佐賀県 <sup>からつ</sup>唐津郵便局における郵便物の不適正な集配業務の発覚

九州支社（熊本県熊本市中央区、支社長 <sup>ひらやま やすと</sup>平山 泰豊）受持区域内の唐津郵便局において、法令※に基づき月曜日から金曜日（休日等を除く）までの5日間は1日1回以上通常郵便物の配達を行うべきところ、特定の曜日のみ配達を行っていたなどの事案が判明しましたのでお知らせします。

お客さまには多大なるご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

また、社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする弊社として、このような事案が発生しましたことについて、重ねてお詫び申し上げます。

今回の事態を真摯に受け止め、社員指導を徹底してまいります。

1 発生局

唐津郵便局（佐賀県唐津市千代田町 2564-4）

2 対象地域

加唐島（佐賀県唐津市鎮西町）

3 概要

2024年4月上旬から2026年4月10日（金）までの間、唐津郵便局配達区域の加唐島において、法令に基づき月曜日から金曜日（休日等を除く）までの5日間は1日1回以上通常郵便物の配達を行うべきところ、2026年4月9日（木）、唐津郵便局の管理社員が集配担当社員に配達方法を確認した際、月曜日、水曜日及び金曜日のみ配達及び取集を行い、火曜日及び木曜日は配達及び取集を行っていなかったことが発覚したものです（速達、ゆうパックがある場合は、郵便物とともに毎日配達及び取集を行っていました）。

なお、本事案発覚後は、不適正な集配業務は解消しています。

4 お客さま対応

当該配達区域の住民の皆さまには、今後速やかに説明の上、お詫びいたします。

5 その他

2026年4月21日（火）、総務省に本件の報告を行いました。

今般の事案を受けて必要かつ適切な再発防止策を講じるとともに、法令遵守の徹底に努めてまいります。

※ 郵便法施行規則第32条第3項第1号において、「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び一月二日を除き、月曜日から金曜日までの五日間において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと」を郵便業務管理規程で定めることとされています。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 九州支社

総務部（広報担当）

電話：（直通）096-328-5117